



暮らしの情報ボックス

- 東川町役場 82-2111
- 改善センター(公民館) 82-3200
- 文化交流館 82-4245
- 文化ギャラリー 82-4700
- B&G海洋センター 82-4600
- 町立診療所 82-2101
- 大雪消防組合東川支署 82-2310
- 道草館 68-4777

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

11月のこよみ

- 5日 東川小学校学習発表会
- 10日 子育て講演会(午前10時~11時30分 幼児センタープレイルーム)
- 12日 第二小学校学芸会
- 14日 児童生徒音楽の集い(午前9時~11時30分 東川中学校体育館)
- 21日 教育委員会議(午後1時30分~ 農村環境改善センター青年婦人室)

税務住民課住民相談年金係

国民年金保険料を確定申告または年末調整の際に証明書の添付等が義務付けられました。

平成17年分の申告から国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類の添付等が義務付けられています。

今年も社会保険庁より平成18年の1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から11月上旬または平成19年2月上旬の、いずれかに該当となる方々に送付されることになっていきます。

納付した国民年金保険料は、

国民健康保険料や介護保険料等と合算され、所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

11月に送付されてくる証明内容は、本年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と年内に納付が見込まれる納付見込額が記載されています。

また、10月から12月末までに保険料を納付した方については、平成19年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

年末調整または確定申告等の手続きの際には必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納

付する義務があります。世帯主

または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となります。このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告することになりますので、ご家族分の国民年金保険料控除証明書をご申告書に添付等する必要があります。

控除証明書が届かない場合や再発行を希望する場合は次のところまでお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル
☎ 0570 00 9911
旭川社会保険事務所
☎ 26 4481

税務住民課住民相談年金係
☎ 82 2111 (内線122)

企画総務課総務係

自衛隊より募集のお知らせ

平成18年度自衛隊生徒の募集
資格 日本国籍を有し、平成19年4月1日現在、中卒で15歳以上17歳未満の男子(平成19年3月に中学校卒業見込みの者を含む。)

受付期間 11月1日(水)から平成19年1月9日(火)まで
採用予定 陸上約250名、海上約50名、航空約50名
試験期日 第1次:平成19年1月13日(土)
第2次:平成19年1月26日(金)

試験科目 国語・社会・数学・英語(マークシート)及び作文
試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

3・4月採用(男子)自衛官

募集
資格 日本国籍を有し、平成19年4月1日現在18歳以上27歳未満の男子

受付期間 11月1日(水)から11月30日まで(木)
採用予定 平成19年3月下旬
試験期日 平成18年12月3日(日)または12月4日(月)のいずれか希望する日

試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

お問い合わせ 自衛隊旭川地方協力本部南地区隊 ☎ 22 064
8または役場企画総務課 ☎ 82 2111 及び募集相談員まで
募集相談員 西7号北25番地 小野利昌 ☎ 82 3737